

独立行政法人日本芸術文化振興会法案の概要

1．法人の名称

独立行政法人日本芸術文化振興会

(参考) 解散する特殊法人等の名称 日本芸術文化振興会

2．法人の目的

芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。

3．業務の範囲（主な業務）

- (1) 芸術文化活動等に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。
- (2) 劇場施設を設置し、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うこと。
- (3) 伝統芸能の伝承者を養成し、及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を行うこと。
- (4) 伝統芸能及び現代舞台芸術に関して調査研究を行い、並びに資料を収集し、及び利用に供すること。
- (5) 劇場施設を伝統芸能の保存若しくは振興又は現代舞台芸術の振興若しくは普及を目的とする事業の利用に供すること。

4．役員の名義・数

理事長、理事 3 人、監事 2 人

5．法人設立予定時期

平成 15 年 10 月 1 日